

令和8年度

あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和7年度分）

報 告 書

令和8年9月

あきる野市教育委員会

目 次

I	はじめに	5
II	点検及び評価の基本方針	5
	1 目的	
	2 定義	
	3 点検及び評価の対象	
	4 点検及び評価の実施方法	
III	教育目標、基本方針及び基本施策	6
	1 あきる野市教育委員会 教育目標	
	2 あきる野市教育委員会 基本方針	
	3 施策体系図	
IV	令和7年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況 の点検及び評価について	9
取組目標1	夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成	
基本施策	1 確かな学力の育成（重点施策）	11
	2 豊かな心の育成	12
	3 健やかな体の育成	14
	4 社会的自立に資する能力の育成	16
	取組目標1 施策の目標	17
取組目標2	多様な教育的ニーズに対応した教育の提供	
基本施策	1 特別支援教育の推進（重点施策）	18
	2 いじめの防止と多様な相談体制の充実（重点施策）	20
	3 いきいきとした教育活動のための学校運営	22
	4 教員の資質・能力の向上	23
	5 学校教育を推進する環境整備	24
	取組目標2 施策の目標	26
取組目標3	生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備	
基本施策	1 生涯学習活動の推進（重点施策）	27
	2 誰もが楽しむスポーツの推進（重点施策）	30
	3 社会教育の拠点施設の適正な管理	32
	4 教育・学びに関する情報の整理と発信	33
	取組目標3 施策の目標	34
取組目標4	家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動	
基本施策	1 青少年の健全育成の推進	35
	2 児童・生徒の安全確保	36
	3 家庭教育の推進	37
	4 地域との連携による学校運営の支援（重点施策）	38
	取組目標4 施策の目標	39
V	点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見	41
<資料>	あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項	47
VI	教育委員会の活動状況について	49

令和8年度 点検評価資料の表記等について

1 重点施策について(P7:施策体系図)

あきる野市教育基本計画(第3次計画)では、4つの取組目標を達成するため、17の基本施策があります。そのうち、6つの基本施策を重点施策として位置付けており、「◆」で示してあります。

2 事務の執行状況の点検及び評価について(P11～P39)

【あきる野市教育基本計画(第3次)体系図】

○取組目標 (4項目) ○基本施策 (17項目) ○事務事業 (53項目)

【事務事業の点検と評価の流れ】

以下のとおり、大きく3段階に分けて点検評価を行っています。

- (1) 事務事業を担当する各係に、対象年度に実施した事務事業の点検・評価を行います。

↓ (※各係のコメントは、「●」で示しています。)

- (2) 各係が行った事務事業の点検評価内容を所管の課長級が確認するとともに、各基本施策で示す5年間の目標(中期ビジョン)と事務事業を積み重ねた基本施策の進捗状況とを照らし合わせ、評価、課題及び方向性について具体的に記しています。

↓

- (3) 全体を通して部長級職員が確認します。

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という)の規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することが義務付けられた。

また、平成27年4月1日の法改正に伴い、教育委員会制度は大きく改革された。この改正により、新たに定められた規定に基づき、平成27年8月に、あきる野市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めた「あきる野市教育大綱」(以下「大綱」という)が、あきる野市教育基本計画(以下「計画」という)の上位方針として策定された。

この報告書は、大綱及び計画に基づき、令和7年度に実施した事務の管理及び執行の状況について、あきる野市教育委員会が行った点検及び評価の結果をまとめたものである。

II 点検及び評価の基本方針

1 目的

- (1) 施策及び事務事業の取組状況について、点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的で市民に信頼される教育行政を推進する。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表し、市民に対する説明責任を果たす。

2 定義

用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事務事業の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

3 点検及び評価の対象

令和4年に策定した「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」における、17項目の基本施策及び53の事業を点検及び評価の対象とした。

4 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は「あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項」に基づき次のとおり実施した。

(1) 評価の実施方法

「あきる野市教育基本計画(第3次計画)」で示す17項目の基本施策及び53の事業に対し、教育委員会事務局の各課において事業ごとに、その取組と課題をまとめ、点検及び評価を実施することとした。

(2) 点検評価有識者

評価を行うに当たって、その客観性を確保するため、行政経験、教育に関し学識を有する次の2人の方からご意見をいただいた。

森田 一彦 氏	増戸中学校学校運営協議会委員、元公立中学校長
手塚 英子 氏	元スポーツ推進委員

Ⅲ 教育目標、基本方針及び基本施策

1 あきる野市教育委員会 教育目標

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

2 あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

基本方針2 豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

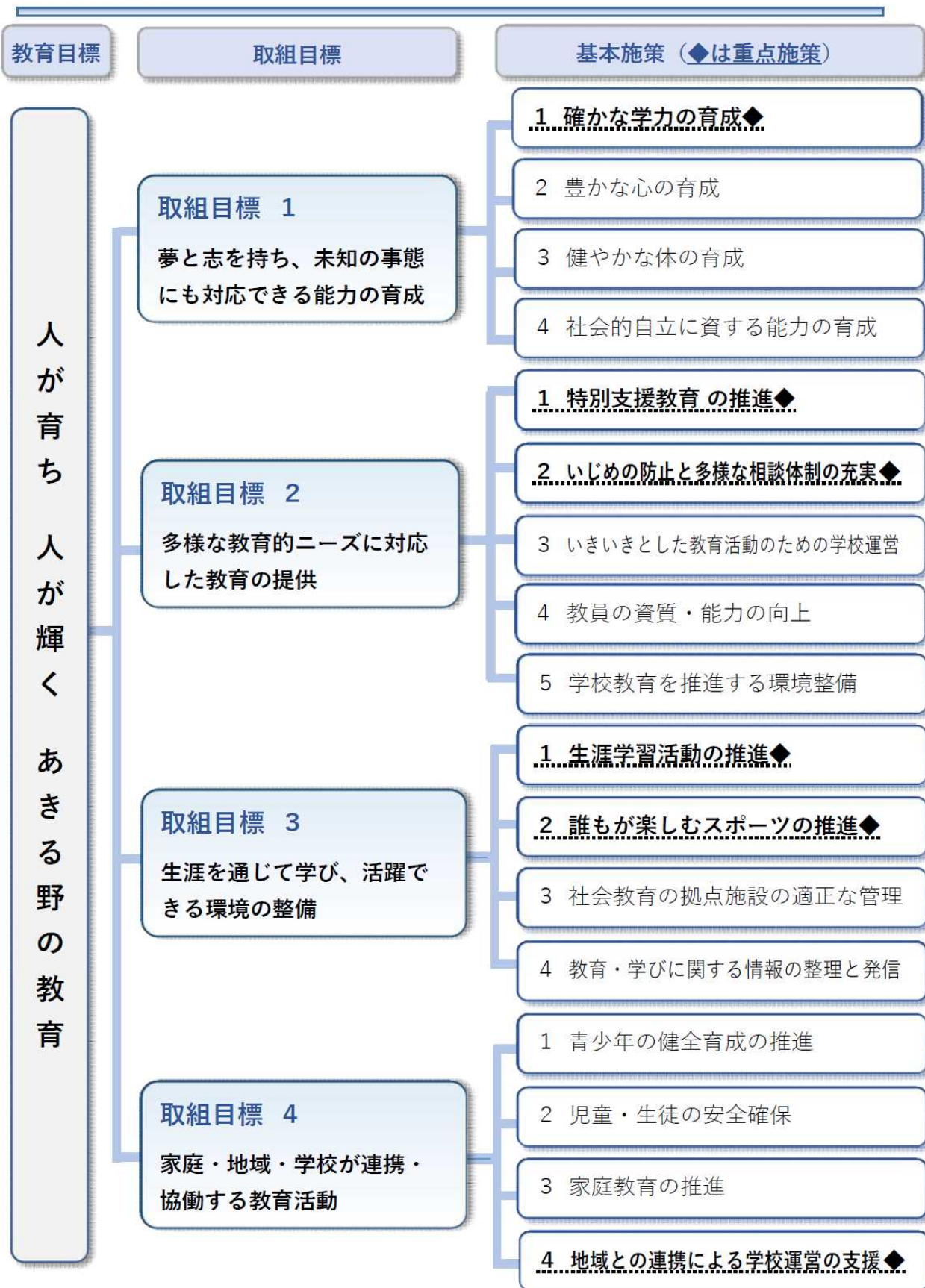
基本方針3 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

基本方針4 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

3 施策体系図



IV 令和7年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行状況の点検及び評価について

取組目標別の施策による点検評価

取組目標Ⅰ 夢と志を持ち、未知の事態にも対応できる能力の育成

基本施策Ⅰ 確かな学力の育成

確かな学力の定着 【指導室】
主な取組状況 ●あきる野市の教員補助員(※)の配置事業及び学力ジャンプアップ事業(※)を通じて、個に応じた指導を充実させ、基礎学力の定着を図った。 ●研修会や学校への指導室訪問で指導主事が指導を行い、授業改善を図った。 ●学力向上推進委員会とICT教育推進委員会を統合し、ICT(※)を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、令和6年度から「学びのアップデート推進プロジェクト(※)」を立ち上げ、授業改善に向けた取組を年3回行った。 ※教員補助員：児童・生徒の状況に即した指導を充実させ、学力向上を図るために配置する外部人材。 ※学力ジャンプアップ事業：市内小・中学校において、児童・生徒の学力向上を目的に外部人材を活用したきめ細かい指導実践による成果の検証を行い、その成果を今後の市の教育施策の基礎とする。 ※ICT:情報通信技術(Information and Communication Technology) ※学びのアップデート推進プロジェクト：市内小・中学校のプロジェクト担当教員、ICT推進担当教員、研究主任等を対象に、デジタルを活用したこれからの学びについての研修、授業実践等を行う。
課 題
・学びのアップデート推進プロジェクトを通して、担当教員への理解を促進することができた。今後は、市内全教職員への理解の徹底や指導技術の伝達等の仕方を構築していく必要がある。

ICT教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ●一人一人の子どもを主語にする学校教育を推進するため、子どもが自ら学習を調整しながら学んでいくことができるよう、子どもたちの主体的な学びや協働的な学びをサポートするベネッセのICT学習支援ソフト「みらいシード」やオンラインでの共同作業ができる「Microsoft Teams」等を活用した「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の推進を図った。 ●個に応じた指導の充実を図るため、各校の実態に応じて教員補助員を配置し、有効に活用した。
課 題
・教職員一人一人がICTツールを活用できるようになるとともに、デジタル教科書なども活用しながら授業改善の更なる推進が必要である。

小中一貫教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ●中学校区ごとに定めた小中一貫教育(※)基本方針に基づき、学力向上に向けた9年間の指導と重点目標を踏まえた授業参観及び授業交流などを各中学校区ごとに最低1回以上実施し、推進を図った。 ※小中一貫教育：中学校区内の小・中学校が共通した目標を設定し、その具現化に向けて、小・中学校の義務教育9年間を見通した指導計画を作成し、実施していく教育。
課 題
・各中学校区ごとに授業参観や授業交流などをおして、義務教育9年間を見通した指導計画や引き継ぎ等が必要な児童・生徒の情報を共有する時間を必ず設けるなど、各校へ周知徹底を図る必要がある。

基本施策2 豊かな心の育成

人権教育の推進 【指導室】	
主な取組状況	
●各学校が作成した人権教育(※)の全体計画及び年間指導計画を基に、各教科等を通して、教員が意図的・計画的に人権に関する知的理解や人権感覚を育くむ教育活動に取り組んだ。 ●人権教育推進委員会は、東京都教育委員会による研修や、域内のブロックが参集して行う地区の推進委員会に出席し、情報交換や課題に対する協議を行った。各学校では、委員による還元研修を行った。 ●前田小学校は、令和6・7年度東京都教育委員会 人権尊重教育推進校の指定を受け、令和7年度に「自分のことも相手のことも大切にできる児童の育成～自尊感情の醸成と話し合い活動の充実を通して～」を研究主題として、「自尊感情を醸成するための工夫」、「話し合いの充実のための工夫」、「人権について関心を高めるための日常的な取組」等の手だてを構築しながら、研究主題に迫る研究発表会を行った。 ※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育。	
課 題	
・例年実施される本事業の研究発表会や特に本市で研究校が選出された際には、より多くの教職員が人権尊重の理念を確実に理解し、発表校の具体的な手だてが共有できるよう、研究発表会の参加や校長会、副校長会等で、実施校より報告をさせるなど啓発を促す必要がある。	
道徳教育の推進 【指導室】	
主な取組状況	
●豊かな心を育み規範意識を高めるため、小・中学校において道徳科を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の推進を教育課程に位置付け、実践した。 ●小・中学校において、道徳授業地区公開講座(※)を実施し、学校、保護者、地域住民等が一体となった道徳教育を実現できるよう努めた。 ※道徳授業地区公開講座：学校の道徳授業を公開し、家庭、学校、地域における道徳教育の在り方や今後の連携について相互の理解を深めるために、意見交換をする場として開催するもの。	
課 題	
・各学校で家庭や地域住民等との意見交換会の場を工夫して設定しているが、より多くの参加が可能となるよう、各校、意見交換の時間を公開授業の間に設定するなど、時間の設定や内容等、改めて吟味していくことを各校に依頼する必要がある。	
伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進 【指導室】	
主な取組状況	
●横沢入における稲作、地域に受け継がれているお囃子・獅子舞等を体験的に学ぶことを通して、児童・生徒が郷土の伝統・文化等について理解を深める教育活動を推進した。 ●小・中学校に外国人講師(AET(※))を配置し、目的や場面、状況等に応じたコミュニケーション能力等を育成するとともに、他国の文化に触れるなどして国際理解教育を推進した。 ●市内の全小学校の5年生が、体験型英語学習施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY」に行き、実践的な英語コミュニケーション能力向上の機会として推進している。 ※AET：日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人講師のこと(Assistant English Teacher)。	
課 題	
・地域の特色や人材を生かした持続可能な伝統・文化理解教育を推進する仕組みを構築するとともに、より実践的な英語力の育成を図るため、体験学習等の学習環境を整えていく必要がある。	

読書活動の推進 【指導室・図書館】
主な取組状況
【指導室】 ●各校に図書館補助員を配置することで、学校図書館の環境整備を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図った。 ●学校図書館関係者連絡会を通して、効果的な利用方法や読書活動の推進方法について協議を行った。 ●学校図書館活用推進委員会及び学校図書館連絡会を2回開催し、市立小・中学校、図書館間で情報共有を図った。 【図書館】 ●季節や読書週間に合わせた読書リストを3回作成し、市立保育園・小学校に配布し、リストにある図書の展示コーナーを図書館内に設けて紹介するとともに、貸出を実施した。 ●調べ学習などの総合学習支援や、市内の学校(学級)に対して学級文庫としてまとめて本を貸し出すなど、学校への団体貸出しを行った。(総合学習支援:19件449冊・学級文庫:5学級565冊) ●学校図書館活用推進委員会及び学校図書館連絡会をそれぞれ年2回開催し、市立小学校・中学校、図書館間で情報共有を図った。 ●小学校1年生を対象にした図書館利用ガイダンスを実施した。(10校607人)
課 題
【指導室】 ・学校図書館活用推進委員会等で共有した各校の学校図書館の利用状況や抱える課題を共有するとともに、読書の幅を広げる取組である朝読書や読み聞かせの工夫などについてを教職員が共通理解できるよう、啓発の仕方を検討する必要がある。 【図書館】 ・令和4年度に策定した第4次あきる野市子ども読書活動推進計画に沿って、図書館で新たに取り組む事業を含め、より学校図書館との連携を強める必要がある。

環境教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校の社会科の学習において、土地や気候などの自然条件を生かした産業等について課題を見出し、主体的に解決しようとする態度等の育成を図った。 ●総合的な学習の時間において、身近な環境等について自ら課題を見付け、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、考えや意見をまとめ、表現するなど、課題解決的な学習過程を通して、必要な資質・能力の育成を図った。 ●市内全小学校が小宮ふるさと自然体験学校の活用を教育課程に位置付け、実施した。
課 題
・本市の強みを生かした自然体験プログラムの活用や本市の自然や環境教育に関連した総合的な学習の時間等の授業計画が立てられるよう、教育課程説明会等でアナウンスする必要がある。

基本施策3 健やかな体の育成

体力向上の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校の児童・生徒の基礎体力の向上に向け、各校で実践した取組内容を集約した。本取組を通して作成した資料を、各校で健康・安全で活力ある生活を送るための参考として活用することで、基礎体力向上の一層の推進を図った。 ●東秋留小学校は、令和6・7年度東京都教育委員会 体育健康教育推進校の指定を受け、令和7年度に「運動に親しみ、身体を動かすことを楽しむ児童の育成―体力の向上と健康の増進につなぐ」を研究主題として、健康的な生活習慣の定着や多様な運動機会の創出に向けた授業実践等について、指導方法の開発や多様な運動機会の創出、健康的な生活習慣の定着を研究の柱として、近隣の学校及び教員等を対象に研究発表を行った。
課 題
・例年実施される本事業の研究発表会や特に本市で研究校が選出された際には、より多くの教職員が健康教育のねらいを確実に理解し、発表校の具体的な手だてを共有できるよう、研究発表会の参加や校長会、副校長会等で、実施校より報告をさせるなど啓発を促す必要がある。

学校保健の充実 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ●小・中学校の教育課程にがん教育を位置付けるとともに、がんに関する基本的な知識を身に付け、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、小・中学校に外部講師を派遣し、がん教育を実施した。 【教育総務課】 ●学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康診断、環境衛生検査、児童・生徒等に対する指導等に関する事項について計画を策定し、これらを実施して児童・生徒の健康の保持増進、学校の適切な環境の維持に努めた。
課 題
【指導室】 ・各校、がん教育に関する教育課程を教職員で共通理解をもつとともに、外部講師を活用した際には、児童・生徒の実態を踏まえた授業内容を検討するよう促す必要がある。 【教育総務課】 ・健康診断については、6月末までに結果を出す必要があるため、この短期間で健診を実施可能な委託業者の選定及びスケジュール管理が必要となる。健康診断の項目によって委託業者ではなく学校医及び学校歯科医が行うものもあるため、学校との連携及び調整を含めて確実に進めていく必要がある。

食育の推進 【学校給食課】
主な取組状況
●学校栄養職員(栄養士)が、全小・中学校において食育リーダー(※)を中心とした食育推進の取組が定着するように支援し、児童・生徒が心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けられるように努めた。 ●学校給食に、郷土料理、行事食や世界の料理を献立に取り入れ食育を推進した。 ●学校給食の食材に地場産農産物を取り入れた。 ●学校栄養職員(栄養士)による食に関する授業を7校で24回実施した。 ●給食時間に児童・生徒が校内放送により食に関する情報を読み上げる資料である「ランチタイムズ」を各学校へ提供した。 ●学校給食の試食会を5校で6回実施した。 ●地場産農産物を使用した料理教室を1回実施した。 ※食育リーダー：食に関する指導において家庭や地域との連携の調整等を行う。本市では、小・中学校の教員がその役割を担っている。
課 題
・食育に関する授業については、講師となる学校栄養職員(栄養士)の授業の技術を習熟させる必要がある。また、給食時間の指導の資料として提供している「ランチタイムズ」については、学校給食を通じた食の学びがより深いものとなるように内容を充実させる必要がある。 ・地場産農産物の使用を推進するには、地場産農産物の安定的な供給の確保が重要である。このため、年間に使用する農産物の種類、時期や量の目安をJAや生産者と共有する必要がある。

学校給食の充実 【学校給食課】
主な取組状況
●栄養バランスを踏まえたおいしい給食の提供に努めた。また、残食傾向にある献立は、献立連絡会などの意見を参考に調理方法などを改善した。 ●食物アレルギー対象の家庭には、事前に献立表、配合表、アレルギー調理指示書、配食図などのアレルギーに関する資料を配布し、食物アレルギーによる事故防止に努めた。 ●献立連絡会(年11回開催)において提供した献立に対する学校現場での感想や意見などを収集し、献立立案の参考にした。 ●卒業生(小学校6学年及び中学校3学年)を対象に、卒業までに食べたい給食についてのアンケート調査を実施し、希望が多い献立を「もう一度食べたい給食・好きな給食」として提供した。
課 題
・衛生管理については、他市の取組や専門業者の意見などを参考に、質の維持向上を図る必要がある。 ・給食食材の高騰に伴う学校給食の質の低下を防ぐため、給食費の適正額を検証する必要がある。 ・食物アレルギー対応については、食物アレルギー対応マニュアルを遵守するとともに、学校給食センター、学校及び家庭が円滑な連携に努める必要がある。

基本施策4 社会的自立に資する能力の育成

コミュニケーション能力の育成 【指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【指導室】 ●小・中学校に外国人講師(AET)を配置し、外国の文化や言語などの異国文化への理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを図る能力・態度の育成を図った。 ●「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、資質・能力の育成を図るだけでなく、他者と関わりながらコミュニケーションを図ろうとする意識や意欲を養った。 【生涯学習推進課】 ●マールボロウ市との教育交流事業について、受入事業は、ミドルスクール生徒5人及び引率教員3人の友好訪問団を受け入れ、派遣事業は、市立中学校生徒8人、派遣団長(市立中学校長)等を派遣した。また、教育交流として、相互にホームステイ、学校体験等を行った。
課題
【指導室】 ・AETに加えて、全校に導入しているデジタル教科書等も効果的に活用しながら、体験的に英語が学べる授業づくりを推進する必要がある。 ・教職員には「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に捉えていく意識をもたせるとともに、資質・能力の育成だけでなく、コミュニケーションの充実も視野に入れた学習を進められるよう指導する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・教育交流事業については、受入時の受入家庭(ホストファミリー)の確保が課題である。また、受入・派遣ともに、学校や市の行事を勘案した日程調整が必要である。
キャリア教育の推進 【指導室】
主な取組状況
●小・中学校にキャリア教育(※)の全体計画及び年間指導計画を作成させ、意図的・計画的にキャリア教育を推進するよう指導・助言を行った。 ●職場体験については、中学校第2学年を対象に、あきる野市内を中心とした事業所で3日間の職場体験学習を実施した。生徒は体験を通して、社会人としての基本的な挨拶、社会のルール、公共の場でのマナー等について実践的に学ぶことができた。 ●若手教員を対象とした研修において、キャリア教育についての理解を深める研修を実施した。 ※キャリア教育:キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。
課題
・小学校では、自分を知り、身近な社会に目を向けることからはじめ、自己理解や身近な仕事の調査役割を果たす経験を行い、中学校では、職場体験などの社会を体験し、選択の土台を作りながら、自分の適性を少しずつ意識し、社会の仕組みをよりリアルに学んでいくなど、小・中の系統を意識したキャリア教育の充実を図る必要がある。

取組目標Ⅰ 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和6年度	令和7年度 (対象年度)	令和8年度
全国学力学習状況調査における各教科平均正答率 (対象:小学校6年生・中学校3年生)	小学校 62% 中学校 60% (令和3年度)	小学校 58% 中学校 53%	小学校 58% 中学校 48%	65%
人権啓発に関する事業の実施回数及び参加者数	実施回数:3回 参加者数:54人	実施回数:3回 参加者数:48人	実施回数:5回 参加者数:373人	実施回数:4回 参加者数:維持
体力・運動能力調査の結果 意識調査「運動が好き」肯定的な回答 (対象:小学校5年生・中学校2年生)	小学校 (男)74.4% (女)57.3% 中学校 (男)56.6% (女)43.6% (令和元年度)	小学校 (男)75.8% (女)56.4% 中学校 (男)70.7% (女)51.8%	小学校 (男)96.1% (女)90.7% 中学校 (男)90.0% (女)82.1%	小学校 (男)80.0% (女)60.0% 中学校 (男)60.0% (女)50.0%
年間の野菜類使用量に対する地場産物 (野菜類)使用量の割合	8.3%	10.3%	13.1%	10.0%
食に関する授業及び給食時間における指導の回数(小・中学校:全16校)	授業回数:122回 指導回数:70回	授業回数:23回 指導回数:85回	授業回数:24回 指導回数:80回	授業回数:150回 指導回数:維持
年間の残食量(ごはん、おかず等)の割合	13.1% (令和元年度)	12.5%	13.2%	12.0%

取組目標2 多様な教育的ニーズに対応した教育の提供

基本施策1 特別支援教育の推進

特別支援教育の充実 【指導室】
主な取組状況 ●特別支援教育(※)推進計画(第4次計画)の実施状況を点検・評価をするため、特別支援教育検討委員会を年2回実施し、関係機関相互に情報共有を図った。 ●小・中学校において、特別な支援や配慮を要する児童・生徒について、就学支援シート(※)、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画(※)等の関連資料の情報を保護者と共有し、小学校から中学校、さらに、その先の就労までの支援についての情報の引継ぎを行った。 ●東京都立あきる野学園と連携した就学相談説明会や若手教員の研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会等の開催を通じ、教育関係者及び市民の特別支援教育の理解と促進を図った。 ※特別支援教育:障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。 ※就学支援シート:児童が小学校へ入学するに当たり、保護者の希望により、幼稚園や保育園での生活の様子や配慮の内容及び、保護者が心配することなどを小学校へ引き継ぐために作成するもの。 ※個別指導計画:児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。
課 題 ・就学前施設と小学校との児童に関する情報の引継ぎについては、就学支援シート等の資料を作成するだけでなく、確実に小学校で活用するよう周知徹底を図る必要がある。 ・「障がい(Disability)」の所在を、個人の「体や心」の中ではなく、個人をとりまく「社会の環境や仕組み」の側に定義直した考えである「障がいの社会モデル」についてを、全教職員を対象に周知徹底を図る必要がある。

校内委員会の充実 【指導室】
主な取組状況 ●校内委員会にスクールカウンセラー(※)や巡回指導教員を加えて実施するとともに、一人一人のニーズに合った指導ができるよう指導・助言を行った。 ●特別支援教育コーディネーター連絡会を通じ、校内員会を中心とした学校全体としての支援体制の充実について、協議や情報共有等を行い校内員会の充実を図った。 ●長期欠席児童・生徒や教員補助員等の配置を必要とする特別な支援を要する児童・生徒について、校内委員会で議題として取り上げ、個別指導計画の活用促進を行った。 ※スクールカウンセラー:学校で児童・生徒などの生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をする臨床心理士などの専門家。
課 題 ・学校生活支援シートや連携型個別指導計画等を活用し、関係教職員間で児童・生徒の情報及び支援の内容を共有することで、確実な支援につなげていく必要がある。併せて、児童・生徒の実態を踏まえた合理的配慮の理解について、全教職員を対象に周知徹底を図る必要がある。

特別支援学級・特別支援教室の充実 【指導室】
主な取組状況
●特別支援教育コーディネーター(※)連絡会を年3回実施し、特別支援教育推進計画(第4次計画)に基づいた特別支援学級(※)及び特別支援教室(※)における指導の充実を図った。 ※特別支援教育コーディネーター:特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。 ※特別支援学級:教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために設置された学級。本市は、小・中学校に知的障害学級と情緒障害学級が存在する。 ※特別支援教室:情緒障害等の児童・生徒に対し、平成28年度までは通級による指導で対応していたが、平成29年度から教員が巡回し、在籍校で指導を行うようにしたシステム。
課 題
・特別支援学級及び特別支援教室において、障害種や児童・生徒の特性に応じた適切な指導が確実に行われるよう、定期的な授業観察や指導・助言を行う必要がある。併せて、特別支援教室の入退室の基準について、全教職員を対象に共通理解を図る必要がある。

就学・転学相談の充実 【指導室】
主な取組状況
●障がいのある児童・生徒等の就学の在り方について、早期からの教育支援を充実するために、就学相談説明会を年2回実施した。 ●障がいのある児童・生徒等の適切な就学先を検討する就学相談委員会(※)について、延べ 30人の専門知識を有する委員を招へいし、年9回実施した。 ※就学相談委員会:障がいがあると思われる児童・生徒に対し、特別支援学校又は特別支援学級、特別支援教室等への適正と考えられる就学先を検討・協議するために設置する、医師等30人以内で組織される委員会。
課 題
・毎年、予備日である1月2月にも就学相談が開かれることから、各校、計画的に進められるよう、保護者とも情報を共有しながら実施する必要がある。

基本施策2 いじめの防止と多様な相談体制の充実

いじめ防止対策の推進 【指導室】
主な取組状況
●「あきる野市いじめ(※)防止基本方針(改訂版)」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則り、小・中学校におけるいじめ防止に向けた取組を確実に実施した。 ●小・中学校において、いじめ防止に関する授業を年3回以上実施した。 ●年2回のふれあい(いじめ防止強化)月間において、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感及び命を大切にすることを向上させる取組を行った。 ●いじめの未然防止や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握し、家庭との連携を図った。 ●令和7年度にいじめに関する重大事態が発生したことから、あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会を組織した。 ※いじめ:当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
課 題
・「学校いじめ防止基本方針」への理解が不十分であると答えた教職員が一定数いることを受け、改めて各校共通理解をもつとともに、保護者等に説明する機会を設けるなど、学校や保護者、地域の方が同じ方向を向いていじめ防止の取組が行えるよう推進する必要がある。

教育相談体制の充実 【指導室】
主な取組状況
●令和4年度から新規作成した「児童・生徒理解・支援シート」(出席状況、関係医療機関、保護者との連携状況等を記載した個票)を活用し、学校、スクールソーシャルワーカー(※)、教育支援室(※)及び教育相談所(※)と連携し、校内における不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の早期発見・早期対応の充実を図った。 ※スクールソーシャルワーカー:児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等の専門家。 ※教育支援室:様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、社会的自立及び在籍校への復帰に向けた支援を行うために設置された機関。本市では「せせらぎ」と称している。 ※教育相談所:専任の相談員や臨床心理士等の心理の専門家が、子どもの発達や成長、集団不適応、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けて相談に応じる、市役所別館と五日市出張所内の2か所にある機関。
課 題
・児童・生徒理解・支援シートの作成及び活用が図られるよう各校に周知徹底を図る必要がある。

不登校児童・生徒への対応の充実 【指導室】
主な取組状況 ●不登校児童・生徒への支援の充実を図るべく、東京都教育委員会と連携し、条件に該当する中学校に、令和5年度から「校内別室指導支援員」を配置し、不登校及び不登校傾向の生徒に対して、教室以外の居場所で、一人一人の状況等に応じて、教室以外の居場所の提供等の支援を行った。 ●令和6年度に不登校対応のためのチャレンジクラス「るのR」(※)を秋多中学校に開設し、安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行った。 ●公的機関とのつながりの薄い児童・生徒への居場所として開設した「カラフルルーム」(※)の充実を図るために、環境整備及び校長会等での周知を図った。また、令和6年度に市内全小・中学校において、教室に入りづらい児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所として、「校内カラフルルーム」を設置した。 ●家庭と子どもの支援員及び校内別室指導支援員等を配置し、不登校児童・生徒への支援の充実を図った。 ●教育支援センターに教育相談所、教育支援室及びスクールソーシャルワーカーを置き、関係機関と連携を図ることにより、不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の支援並びに教育相談体制の充実を図った。 ●教育支援室は、市内公立小・中学校に在籍する不登校の児童・生徒を対象に、通室やVLP(※)等の居場所を提供するとともに、学習支援や教育相談を通して、社会的自立に向けた支援を行った。 ※チャレンジクラス:学び直しや生活リズムの改善など、一人一人の生徒に配慮して作成した個別の指導計画を踏まえて、きめ細かな指導を行うとともに、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができる場所。 ※カラフルルーム:不登校又は不登校傾向にある児童・生徒が相談や学習、カードゲームなどをして過ごすことができる場所。 ※VLP:メタバース(仮想空間)を活用した不登校児童・生徒のための学習支援・居場所づくり空間。
課 題 ・不登校が長期化している児童・生徒に対し、学校をはじめ各関係機関が密に連携を行い、安否確認を含めた支援体制を構築していく必要がある。

情報モラル教育の推進 【指導室】
主な取組状況 ●小・中学校に情報教育についての全体計画及び年間指導計画を作成させ、SNS東京ルール及びSNS学校ルールを活用した指導を意図的・計画的に実施するとともに、家庭と連携してSNS家庭ルールの作成を推進するなどして、児童・生徒の情報モラル(※)の育成を図った。 ※情報モラル:情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
課 題 ・情報モラル教育の推進に当たっては、学校からの一方的な指導にならないよう、学校・家庭・地域が一体となって理解を深めていく必要がある。東京都教育委員会が作成している啓発リーフレットを活用し、「我が家のルール」の策定をお願いするなど、家庭内でルールづくりができるよう指導を促す必要がある。

基本施策3 いきいきとした教育活動のための学校運営

働き方改革の推進 【指導室】
主な取組状況
●連絡会等の回数を精選したり、実施方法を紙面配布、オンライン等に変更したりすることで教員の負担軽減を図った。 ●教員の業務支援を行う会計年度任用職員を各学校に配置し、積極的な活用を促すことで、教員が職務に専念できる環境を整備した。 ●部活動指導員及び部活動外部指導補助員を引き続き配置し、部活動の充実及び教員の働き方改革を推進した。
課題
・連絡会等の内容の精査及び適当な開催回数の設定を検討するだけでなく、校内でも教職員の研修の時間や教材研究の時間等を捻出できるよう促す必要がある。併せて、東京都の「学校における働き方改革推進に向けたリーフレット」を活用するなど、年休取得の啓発も行う必要がある。

教職員のメンタルヘルス 【指導室】
主な取組状況
●タイムレコーダーにより教職員の在校時間を把握し、一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進した。また、年次有給休暇の計画的取得を啓発した。 ●労働の蓄積が認められる教職員や健康への配慮が必要な教職員に、医師による面接指導等が行える環境を整備し、メンタルヘルス不全等の健康障害の未然防止に努めた。 ●教職員のストレスチェックの分析結果を管理職に共有し、ストレス要因を把握することで、職場環境の見直しにつなげた。
課題
・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、自己申告等で必ず確認することや教職員のストレスチェックを必ず提出させるなど、心身の健康保持への意識を醸成する必要がある。

人材の確保・活用 【指導室】
主な取組状況
●全小・中学校に教員補助員、小学校5校及び中学校3校の特別支援学級に特別支援学級介助員を配置し、学力向上や特別支援教育の充実を図った。 ●各教科等の内容を踏まえ、地域の方に直接話を聞いたり、インタビューしたりするなどして、学びを深め、広げることができた。
課題
・外部人材を活用した授業を意図的・計画的に実施するために、持続可能な人材確保の仕組みを構築していく必要がある。併せて、部活動の外部指導員や地域指導員の確保ができるよう啓発する必要がある。

基本施策４ 教員の資質・能力の向上

教職員研修等の実施 【指導室】
主な取組状況
●若手教員育成研修(1～3年次)、いじめ・不登校や特別支援教育等、教育課題に関する研修を、年間を通して意図的・計画的に実施し、教員の資質・能力の向上を図った。
課 題
・受講者が課題意識をもって研修を受講できるよう、事前課題を実施したり、目的を明確に提示し受講者同士が協議したりする時間を十分に確保する必要がある。

研究奨励等の充実 【指導室】
主な取組状況
●草花小学校では、主体的に学習に取り組む児童の育成～「くさはな」学習過程を通して～ をテーマに、児童が自己選択・決定及び協働する場面を、教員が単元・題材全体を見通してデザインすることに重点をおいて取り組み、研究発表を行った。
●御堂中学校では、「確かな学力をもち前向きに地域貢献しようとする生徒の育成～ゲストティーチャーによる授業をはじめとした地域人材の活用を通して～」をテーマに研究を重ねた。
課 題
・市内で各校の研究内容を共有させながら、多様化する児童・生徒を誰一人取り残さず育成する「個別最適な学び」と、児童・生徒の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させるよう、研究推進校に対して指導・助言していく必要がある。

基本施策5 学校教育を推進する環境整備

学校施設の適正な維持管理 【教育施設担当】
主な取組状況
●学校施設・設備の保全（保守・点検）業務を行った。また、施設の老朽化に伴い、限られた財源の中で、応急・危険度を勘案し、優先順位を付け整備を実施した。また、突発的な事案についても、柔軟に対応するよう努めた。 ●令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」の継続的運用方針に基づき、実施計画に計上した施設整備を実施した。 ●空調設備更新及び照明設備LED化事業を開始した。
課 題
・大規模な改修が平成17年以降実施されていないため、施設の老朽化が拡大・進行している。また、児童・生徒の安全と良好な教育環境を確保するため、関係部署と密接に連携を図りながら、財源を確保していく必要がある。 ・令和3年3月に策定した「あきる野市学校施設長寿命化計画」を着実に推進するには、部局横断的な取組が必要である。 ・学校施設非構造部材の耐震化を推進しているが、他の学校施設整備計画との整合を図り、財源を確保していく必要がある。

新学校給食センターの整備 【学校給食センター建設準備担当】
主な取組状況
●建築資材価格等の上昇に伴う実施設計の修正を行った。 ●新築工事の請負契約及び工事監理の業務委託契約を締結した。 ●建築工事に着手した。 ●共同整備事業に係る事項について協議・調整を進め、建設工事等の実施に関する協定書、建設予定地の共有に関する覚書、協議会規約などの案をとりまとめた。 ●あきる野市・日の出町学校給食センター協議会の設置に関する協議について市議会の議決を得て、協議会設置及び協議会規約の施行日を令和8年4月1日とした。
課 題
・協議会の管理・運営に関する規程、要領等の策定を進める必要がある。 ・新学校給食センターにおける運営について、あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針（実施計画）の基本方針に基づき、検討する必要がある。

学校ICT環境整備 【教育総務課】
主な取組状況
●令和6年度に東京都市区町村共同で選定した事業者と契約し、学習者用端末を更新した。 ●統合型校務支援システムを都内で共通化するため、都内全市区町村で構成される東京都GIGAスクール推進協議会において、基本構想の策定や共通セキュリティ基準の策定に向けた意見交換を行った。
課 題
・令和10年度からの運用開始に向け、システム移行のための前提となるネットワーク統合等の作業を期限までに完了させる必要があるほか、運用に係る財源を確保していく必要がある。

教育の機会均等の確保 【指導室・教育総務課】
主な取組状況
【指導室】 ●日本語が不慣れな外国人児童・生徒の在籍校に対し、日本語指導講師を派遣し、当該児童・生徒の日本語学習及び通常教科の学習指導等を行った。 【教育総務課】 ●様々な事情により、配慮が必要な児童・生徒の就学について、区域外就学(※)等の措置により必要な教育環境を提供した。 ●就学援助及び育英資金の制度については、市HPや市広報、教育広報、デジタルサイネージ(※)などのほか、関係部署の窓口にカードサイズのお知らせやチラシを設置し、広く周知した。 ●就学援助制度について、保護者の経済的支援を鑑み、他自治体の制度内容を調査するとともに、支給項目や審査方法の見直しを行った。 ＜支給実績＞ 小学校 支給対象児童数 400人(前年度比△0.15%) 支給額 10,133,413円(前年度比△0.59%) 中学校 支給対象生徒数 231人(前年度比△0.03%) 支給額 15,437,201円(前年度比△0.33%) ※区域外就学:住所のある区市町村以外の区市町村立小・中学校、国公立大学附属の小・中学校、私立の小・中学校へ就学すること。 ※デジタルサイネージ:ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステムのこと。
課 題
【指導室】 ・当該児童・生徒の実情により、授業の通訳だけでなく、個別の日本語指導が必要になる場合の指導時間や場所、教材等を確保する必要がある。また、日本語指導学級の設置を検討する必要がある。 【教育総務課】 ・就学援助制度について、利便性や市民サービスの向上を目的として、わかりやすいチラシの作成やインターネットを利用した申請方法の検討を進めていく必要がある。

取組目標 2 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和6年度	令和7年度 (対象年度)	令和8年度
個別指導計画の作成人数 (5月1日時点の児童生徒数及び割合)	526人 (6,301人、8.35%)	454人 (5,750人、7.9%)	503人 (5,627人、8.9%)	550人
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査結果)	小学校 96.7% 中学校 95.6% (令和3年度)	小学校 95.7% 中学校 96.8%	小学校 97.3% 中学校 97.2%	小学校 100.0% 中学校 100.0%
90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合	63.2%	100.0%	100.0%	100.0%
1か月の超過勤務時間45時間以上の教員の割合	小学校 27.2% 中学校 32.3%	小学校 30.7% 中学校 40.3%	小学校 28.5% 中学校 41.5%	小学校 25.0% 中学校 30.0%
新学校給食センター整備の推進	広域連携を推進するための基本合意書の締結	設計業務の完了	工事請負及び工事監理業務委託の契約を締結し、建設工事に着手	新学校給食センターの運営開始 (令和7年度)

取組目標3 生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備

基本施策1 生涯学習活動の推進

生涯学習の推進 【生涯学習推進課】

主な取組状況

●あきる野市生涯学習推進計画「学びプラン4」における、令和6年度の各種事業について、生涯学習推進市民会議の委員に意見聴取を行った。

●生涯学習コーディネーター(※)の会へ委託し、生涯学習コーディネーター養成講座、生涯学習人材バンク(※)活用事業及び生涯学習シンポジウムを実施した。

●公民館において、青少年教室、市民大学などの講座を行った。また、公民館事業として、寿大学を秋川キララホールなど2会場で、開・閉講式含め20回ずつ実施した。

●11団体と4個人から17件の提案があった市民企画講座については、審査を経て14事業を実施した。

※生涯学習コーディネーター：生涯学習の振興を図るために、様々な学習資源を調査・収集し、有効に活用できるよう連絡協力等の調整を担う人材。

※生涯学習人材バンク：生涯学習支援者として登録された方を、地域・学校・団体・サークル等の希望に応じ、教育委員会が講師や協力者として紹介する制度。

課題

・事業により参加者数に差が出ているため、市民ニーズをアンケート調査等で正確に把握し、事業に反映する必要がある。

・在宅学習機会の提供などの環境整備については、実施に向けて継続して調査・研究していく必要がある。

芸術文化活動の充実 【生涯学習推進課】

主な取組状況

●アートスタジオ五日市において、9月初めから11月末までの3か月間、アーティスト・イン・レジデンス事業(※)を実施し、日本人2人及び外国人1人のアーティストを招へいして版画の創作活動を行った。また、招へいアーティストは、五日市児童館でのワークショップに指導者として参加し、子ども達と交流機会を持った。

●秋川キララホールでは、指定管理者により各種公演事業及び貸館事業を実施し、49,077人の入場者があった。また、アウトリーチ公演の実施により、来館者以外への芸術文化振興を図った。

●あきる野市市制施行30周年記念「第28回あきる野市民文化祭」を開催し、社会教育関係団体等が日頃の活動成果を発表することで市民の芸術・文化の交流と振興を図った。(展示の部52団体、催物の部40団体)

●市内で活動する絵画団体で組織する実行委員会と協働で、「第8回あきる野市絵画展」を実施した。

※アーティスト・イン・レジデンス事業：国内外の若手芸術家に、一定期間滞在して作品を制作する場を提供することで、その活動を支援し、芸術家の育成を図るとともに、地域住民との交流等により、芸術や異文化についての相互理解を深める取組。

課題

・アーティスト・イン・レジデンス事業については、寄贈版画作品の保管場所の確保と適切な保管方法の検討、作品が多く市民の目に触れるような展示の機会を増やす必要がある。

・市民文化祭については、市民の芸術文化活動の身近な機会であるが、コロナ禍以降は参加者数が大幅に落ち込んでいるため、幅広い市民を巻き込んだ芸術文化活動の充実に向けた工夫が必要である。

図書館サービスの充実 【図書館】

主な取組状況

- 各館の蔵書構成・選書調整のため毎月選書会議を実施した。また、図書館の廃棄資料を市民に提供して再活用するとともに、市民からの寄贈資料等を活用し、資料の整備を行った。
- 利用者へ「あきる野ふるさとのはかせ」及び「パスファインダー(※1)」を改訂・配布し、医療健康情報の調べ方の解説を実施することで、レファレンスサービスのPRを図った。また、レファレンス技術の向上を図るため、職員が研修に参加した。
- 活字による読書が困難な利用者に対し、録音図書の貸出し等を行った。未所蔵の録音資料は、サピエ図書館(※2)から提供を受け、必要に応じて音訳ボランティアの協力を得ながら製作し、26冊提供した。ボランティアによる「広報あきる野」「あきる野の教育」等の定期製作のほか、布の絵本ボランティアによる「布の絵本」は3タイトル12冊製作した。
- 郵送等の貸出しは、8件8冊、宅配の貸出しは、32件150冊の利用があった。
また、音訳ボランティアの新規獲得や初級者の養成のために初級音訳者講習会を実施し、12人の参加があった。

※1 パスファインダー: 利用者が特定のテーマについて調べるときに役立つ、キーワードや文献、情報源などを紹介した探し方の手引き。

※2 サピエ図書館: 視覚障害者情報総合ネットワークシステム

課 題

- ・引き続き、全館の蔵書構成を考慮しつつ、市民要望に応えられる、資料の充実を図ることが必要である。
- ・自館で作成した資料「あきる野ふるさとのはかせ」「パスファインダー」の内容に、情報が古くなった箇所などが出てきていないか、引き続き見直していく必要がある。
- ・活字による読書が困難な利用者に対し、各種の情報入手方法があり、だれもがサービスを受けられる環境があることを周知する必要がある。

伝統・文化の継承と推進 【生涯学習推進課】	
主な取組状況	
●高明神社(乙津)及び大悲願寺(横沢)の仏像の調査を実施した。 ●東京文化財ウィークの公開事業及び企画事業へ参加した。また特別公開事業として、五日市郷土館にて石川家文書の展示公開を行った。 ●五日市郷土館、二宮考古館等にて常設展示及び企画展、またフレア五日市にて文化財講座を実施した。	
課 題	
・市内に存在する様々な文化財の活用を推進していくため、各種事業等への参加者が増えるよう、効果的な周知方法を検討する必要がある。	
各種団体活動への支援 【生涯学習推進課】	
主な取組状況	
●社会教育関係団体の登録・更新を行ったほか、社会教育関係団体へ補助金を交付した。 ●社会教育関係団体として登録した団体で組織する連絡協議会的団体に対し、指導・助言を行うなど、団体に対する支援を行った。 ●歌舞伎保存団体、郷土芸能連合会加盟団体の祭礼等における出演予定を市ホームページに掲載した。 ●個人の学習相談に対応するため、中央公民館定期利用団体案内・サークルガイドを発行し、市内で定期的に活動する団体の紹介を行った。	
課 題	
・ヒアリングを行うなどして、団体毎に必要な活動支援策を検討する必要がある。 ・団体により組織としての成熟度に差があるため、継続的な指導・助言など、団体へのサポート体制を整備し、実行することで団体の成長を促す必要がある。	

基本施策2 誰もが楽しむスポーツの推進

ライフステージ・ライフスタイルに応じた活動機会の充実 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●総合スポーツ祭及びボッチャ大会を開催し、子どもから高齢者までの幅広い世代が気軽にスポーツを楽しめるような機会の充実を図った。 ●子どもすもう大会は238人、秋川流域小中学生駅伝大会は547人の参加となった。 ●ペタンク講習会及び体操・室内ニュースポーツ体験教室を実施した。
課 題
・ニーズに合わせたイベントの開催や工夫をしていく必要がある。

障がい者スポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●障がいの有無に関係なく、誰でも気軽に参加できる「障がい者スポーツ教室」を年24回開催し、432人（うち障がい者214人）の参加があり、パラスポーツの振興及び理解促進が図れた。
課 題
・引き続き、障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめる機会の充実に取り組んでいく必要がある。

地域団体の支援と連携によるスポーツの振興 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ(※)などの活動を支援し、スポーツ活動の充実を図った。 ●指定管理施設やスポーツ協会等と連携を図り、総合スポーツ祭やスポーツの日スポーツフェスティバルなどのイベントや各種大会を開催した。 ●西多摩地域広域行政圏スポーツ大会及びスポーツフェスタの開催について、各団体と連携し、地域の活性化とスポーツ・レクリエーションの普及振興を図った。 ●部活動の地域移行について、学校及びスポーツ協会と連携し、令和7年度は市内6中学校、24部活が地域連携を開始した。 ※総合型地域スポーツクラブ：地域住民が身近にスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
課 題
・スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等と連携し、市民ニーズの変化に合わせた事業等を進めていく必要がある。

市の特性を生かしたスポーツの推進 【スポーツ推進課】
主な取組状況
●スポーツ推進委員事業として、ヘルシーウォーキングを実施した。 参加者：春22人、秋18人 ●秋川流域小中学生駅伝大会（ロードレースの部含む）については、あきる野市、日の出町及び檜原村の三市町村合同大会で開催し、547人の参加となった。また、日の出町にある亜細亜大学陸上競技部の協力を得て、大会前に希望する学校において、走り方教室を開催し、多くの児童・生徒が参加するよう工夫した。
課題
・スポーツや運動の機会が減少していることから、地域の豊かな自然環境を生かした、多くの市民が参加することができるウォーキング等の参加人数を増やす取組が必要である。

基本施策3 社会教育の拠点施設の適正な管理

施設の適正な管理 【生涯学習推進課・スポーツ推進課・図書館】
主な取組状況
【生涯学習推進課】 ●あきる野ルピア指定管理者、秋川キララホール指定管理者との定例会を通じて、管理運営に係る状況確認や指導を行った。 ●市民体育館管理業務の主管課であるスポーツ推進課との連携の下、指定管理者とより良い関係を築き、公民館の適正な施設管理を行った。 【スポーツ推進課】 ●五日市ファインプラザでは、プール暖房用ラインポンプ取替修繕を実施した。市民プールでは高圧ケーブルほか改修工事、第二変電所幹線改修工事、プール底面塗装修繕を実施した。 ●秋川体育館、五日市ファインプラザ及び市民プールについては、指定管理者と連携し維持管理を行っている。 【図書館】 ●専門業者による保守点検や職員による日常点検等を行った。 ●中央図書館では、館内照明のLED化を行った。また、遮煙材に亀裂が生じていたシートシャッター、及び電動ブラインドの修繕を実施した。 ●東部図書館では、雑排水中ポンプが壊れたため交換を行った。 ●劣化箇所の早期発見・早期対応により、幅広い年代の方が安全・安心に利用できるよう施設及び設備の維持管理に努めた。
課 題
【生涯学習推進課】 ・経年劣化による不具合箇所が見られることから、第2期あきる野市公共施設総合管理計画及び再編等に関する実施計画を踏まえ、改修等を検討していく必要がある。 【スポーツ推進課】 ・市内のスポーツ施設は老朽化が著しく不具合箇所の発生予測ができないこともあり、緊急で対応する必要がある。指定管理者と連携し、不具合箇所を早期に発見し、不具合シートを作成するとともに、個別施設計画に基づき施設の維持管理を進める必要がある。 ・施設の老朽化や設備等の経年劣化が著しいため、各施設にて、不具合箇所の修繕等を実施する必要がある。 【図書館】 ・各施設とも経年劣化等により、建物・設備に不具合が生じているため、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、利用者が快適に利用できるよう計画的に整備する必要がある。

基本施策4 教育・学びに関する情報の整理と発信

教育広報の発行 【教育総務課】
主な取組状況
●教育広報「あきる野の教育」を3回(19号:7月1日、20号:11月1日、21号:3月1日)発行し、新聞折込、郵送等による配布、公共施設への配置や市ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 ●教育広報紙の作成に当たっては、紙面の構成やカラー版化における効果的な写真の活用などを研究し、見やすく読みやすい紙面づくりに取り組んだ。
課 題
・新聞離れに伴い、折込数が減少傾向にあるため、発信方法について継続した調査・研究をする必要がある。近隣自治体の状況等を踏まえ、紙以外の発信方法を調査・研究する必要がある。 ・ホームページへの掲載については、記事を検索しやすくするため、市の広報を参考に掲載方法を検討する必要がある。

案内等資料の充実 【指導室】
主な取組状況
●学校だよりを町内会・自治会等へ配布するとともに、学校ホームページを活用し、教育活動について積極的に情報発信するなどして、開かれた学校づくりの推進を行った。 ●学校公開や道徳授業地区公開講座を実施するなどして、保護者をはじめ地域の方にも児童・生徒の普段の様子を見ていただく機会を設けた。
課 題
・学校だよりについては、各校から町内会・自治会等へ配布し、情報発信している。一方、学校ホームページの活用は、学校により更新状況にばらつきが見られるため、定期的に校長会等で周知し、積極的な情報発信を促す必要がある。 ・普段の児童・生徒の様子を見ていただくために、保護者や地域の方が学校に来校したくなるようなしかけや工夫を考えられるように促す必要がある。

デジタルアーカイブの充実 【図書館】
主な取組状況
●新聞記事検索2024年7月～2025年6月分を追加した。 ●秋川溪谷観光ポスター画像2件を追加した。 ●ホームページのバージョンアップ作業を実施した。
課 題
・より多くの利用者に、デジタルアーカイブ(※)について知ってもらうため、各コンテンツを更新していくとともに、五日市憲法草案展示等の機会に周知を図る必要がある。 ※デジタルアーカイブ:紙やフィルム等で保存されてきた情報や資料等を電子データ化して保存すること。

取組目標 3 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和6年度	令和7年度 (対象年度)	令和8年度
寿大学の登録者数	872人 (令和元年度)	792人	847人	950人
市民まつり市民文化祭への参加団体	106団体 (令和元年度)	100団体	92団体	維持
秋川キララホールの年間利用者数	59,176人 (令和元年度)	49,449人	49,077人	63,283人
中央公民館の年間利用者数	83,673人 (令和元年度)	72,807人	67,533人	91,462人
図書館貸出冊数	619,394冊 (令和元年度)	507,654冊	487,203冊	635,000冊
郷土芸能連合会加盟団体数	40団体	41団体	39団体	維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	55.2% (令和3年度)	59.9% (市民アンケート調査)	調査未実施 ※次期調査は令和10年度予定	70%

取組目標4 家庭・地域・学校が連携・協働する教育活動

基本施策1 青少年の健全育成の推進

青少年健全育成事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
● 青少年健全育成事業では、あいさつ標語カルタ大会、青少年善行表彰、中学生の主張大会及び音楽の祭典を実施した。 ● 20歳の市民(市内小中学校を卒業した市外居住者含む。)を対象に、大人としての責任と自覚及び市政への積極的な参画を促すため、式典を実施した。
課 題
・事業によってはコロナ禍以前よりも参加者が減っているものもあるため、効果的な周知方法や市民ニーズ等について、継続して検討・研究する必要がある。

青少年健全育成団体の支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
● 青少年健全育成団体の支援として、小学校区ごとに設置された青少年健全育成地区委員会、中学校区ごとに設置された中学校区健全育成推進会議等に補助金を交付した。 ● 青少年健全育成地区委員会連絡会を開催し、各地区の取組状況の情報交換を行った。
課 題
・青少年健全育成活動に係る期待は大きいものの、実際に活動する方々の安全確保をはじめとする緊急時対応や、各団体を構成する人員の高齢化への対策、人員の新規確保していく必要がある。

放課後子ども対策 【生涯学習推進課】
主な取組状況
● 放課後子どもプランに基づき、放課後に体育館や校庭等を活用し、地域住民の参画により、小学校10校で放課後子ども教室を実施した。
課 題
・参加児童の増加に伴う新たな活動場所の確保や、運営スタッフの安定的な確保が課題である。 ・他の曜日の実施や活動時間の拡充など、関係部署と連携した上で市民ニーズに合った運営方法を検討する必要がある。

地域リーダーの育成 【生涯学習推進課】
主な取組状況
● 「大島・子ども体験塾」は、羽村市との共同事業として実施し、地域間・異年齢間の交流や大島における体験活動を行い、参加者及び参加したリーダーに対して、地域でリーダーとして活動できるよう人材の育成を行った。
課 題
・少子高齢化、人口減少などの要因により、青少年層の人口増加が見込めない中、当該事業に参加するリーダーの確保と、参加した児童・生徒が将来地域においてリーダーとして継続して地域活動に参画し、成果を地域へ還元できる仕組みづくりが必要である。

基本施策２ 児童・生徒の安全確保

安全確保と安全教育の推進 【教育総務課・指導室】
主な取組状況
【教育総務課】 ●大規模地震発生時に児童・生徒及び教職員の安全確保を適切に行うために大規模地震対応訓練を実施した。 ●災害発生時に、全小・中学校に児童・生徒を留め置いた際に使用できる食料(アルファ化米と飲料水)と毛布について、必要数量を備蓄した。 【指導室】 ●災害発生時に適切に対応できるよう、教育委員会と市内小・中学校が連携した大規模地震対応訓練を実施した。また、各学校で毎月実施する避難訓練を通じて、児童・生徒に自助・共助の必要性について意識の醸成を図った。 ●安全指導担当の教員を対象に、安全教育プログラムを活用した研修を行うとともに、受講した教員が自校において教職員への還元研修及び児童・生徒への指導を通して、児童・生徒が犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する能力の育成を図った。 ●不審者情報について、関係機関・関係部署と連携し情報共有を図った。 ●「あきる野市立学校における台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応ガイドライン」を作成した。
課 題
【教育総務課・指導室】 ・大規模地震対応訓練における「引渡し訓練」は学校判断による実施としているが、非常災害時に自力下校が困難と判断される事態においては、学校と保護者の連携による「引渡し」が必要となるため、引渡しの手順等について全校で訓練する必要がある。 ・災害発生時の対応については、児童・生徒だけでなく、保護者や地域の方にも共通理解をもって理解を進めていく必要がある。また、各学校において、安全確保の更なる充実を図るために、スクールガード・リーダー(※)や地域住民による見守りボランティアの更なる増員などが必要だが、高齢化が進み、人員の確保が難しく、児童・生徒の安全確保につながる人材の連携体制を整える必要がある。 ・「あきる野市立学校における台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応ガイドライン」の内容や令和8年5月下旬からの防災気象情報の変更点について、各校と一層の共通理解がもてるよう、校長会や副校長会をはじめ、生活指導主任会等で周知徹底を図っていく必要がある。 ・児童・生徒の安全確保のため、防犯カメラの保守・整備等の対応は継続的に行っていく必要がある。 ※スクールガード・リーダー：学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う防犯に関する知識を有する者。
通学路の見守り・安全点検 【教育総務課】
主な取組状況
●道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。 ●警察官OBをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回パトロールやボランティアへの助言・指導等を実施するとともに、主要交差点等に交通安全推進員(※)を配置し、児童・生徒の登下校時の安全確保に努めた。 ●学校安全推進会議及び学校安全講習会について、令和7年度からは、より実務的な内容の講習会に方向性を見直し、学校安全実務者講習会として開催した。対象者は副校長・スクールガード・リーダー・各学校の学校安全実務担当者等を対象に行った。 ※交通安全推進員：登下校の際、児童に交通ルールなどの指導啓発を通して、安全確保を支援する者。
課 題
・スクールガード・リーダーや地域の見守りボランティアなど、高齢化が進み、協力者が減少傾向にあるため、対策を考えていく必要がある。 ・児童・生徒の交通安全対策を進めるために、学校や地域との連携及び情報共有をしつつ継続的な対策が必要である。

基本施策3 家庭教育の推進

家庭教育への支援 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●「家庭の日」推進事業として、親子鑑賞会を2部構成で開催した(第1部524人参加、第2部528人参加)。また、絵画・作文作品募集を行い入賞者の表彰を行った(応募総数 幼児212人、小学低学年88人、小学高学年120人、中学生1人)。 ●子どもの健やかな成長と親自身の成長をめざし、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と、親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。
課 題
・多様化する家庭環境・ライフスタイル等を勘案し、効果的な周知方法や市民ニーズ等について、継続して検討・研究する必要がある。

基本施策４ 地域との連携による学校運営の支援

学校支援地域本部事業の推進 【生涯学習推進課】
主な取組状況
●小学校において実施していた「学校支援地域本部事業」を「地域学校協働活動推進事業」に変更し、各小学校に「地域学校協働本部」を設置し、学習支援、登下校時の安全指導などの取組を実施した。 ●地域教育協議会において、各校の取組内容の情報共有や当該事業の理解を深めた。 ※施策の名称変更 「学校支援地域本部事業推進」→「地域学校協働活動推進事業の推進」
課 題
地域全体で子どもたちを育むため、市内公立小・中学校において、地域と学校が対等に連携・協働する体制（地域学校協働本部）を確立し、その活動を地域へ定着させることが課題である。また、実施に当たり、地域コーディネーター等の地域人材の確保が必要である。

コミュニティ・スクールの導入 【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】
主な取組状況
【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】 ●令和6年1月1日、全小・中学校で学校運営協議会（※）を設置し、全校がコミュニティ・スクール（※）を導入した。 ※学校運営協議会：学校運営に関して協議するためにおかれる機関。コミュニティ・スクールにおいて中核をなす。 ※コミュニティ・スクール：学校と地域が協力し、より良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。
課 題
【教育総務課・指導室・生涯学習推進課】 ・学校運営協議会の役割についての理解促進や、地域とともにある学校づくりをどのように推進していくのかなどを熟議し、遂行していく過程において協議会運営に関する研修を必要に応じて実施する必要がある。

取組目標 4 施策の目標

項 目	実績値			目標値
	令和2年度 (計画策定時)	令和6年度	令和7年度 (対象年度)	令和8年度
放課後子ども教室開設校数(小学校)	7校 (令和元年度)	10校	10校	10校
親子鑑賞会の参加者数	724人 (令和元年度)	535人	1,052人	800人
コミュニティ・スクールの導入校	0校	16校	16校	16校

V 点検及び評価に関する点検評価有識者からの意見

森田 一彦 氏(元公立中学校長)

1 確かな学力の定着

2019年に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想が発表されて以来、1人1台の端末や校内ICT環境の整備等のハード面、そして、構想の目的である端末を使用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の授業の実現を目指し、各校にICT活用推進担当の教員を位置付け、校内研究授業、研究指定校として小学校1校、中学校1校での2年間にわたる研究とその成果の発表、教育課題に関する研修等、「教員のICT授業力UPと授業改善」のため、さまざまな取組みが数年にわたり実施されてきました。各校の取組み・熱意も授業参観時に強く感じ取られ、教育委員会のご努力に敬意を表します。また、子どもたちの主体的な学びをサポートするICT学習支援ソフト「みらいシード」オンラインでの協働作業ができる「Microsoft Teams」の導入も高く評価します。

30年以降の使用教科書については色々な意見がありますが、教員のICT授業力向上は常に求められます。端末を効果的に利用した授業の研究と実践は更に進めていただきたいです。

2 伝統・文化理解教育及び国際理解教育の推進

あきる野市には2つの歌舞伎、たくさんのお囃子、獅子舞、棒術等古くからの伝統文化が地域に受け継がれています。市民の誇りであり貴重な財産であります。郷土の祭りや芸能に小中学生が参加し、体験継承していくことは極めて大切なことです。地元の獅子舞を見学した時、獅子頭や花笠を取ると、そこには顔見知りの中学生や小学生の顔が現れ大変感激した経験があります。これらの伝統芸能は地域の大人が地域の子どもたちに教え伝えています。しかし、あきる野市も少子高齢化が進み、小中学生も減少の一途をたどっています。これら貴重な伝統芸能を受け継ぐ若者が少なくなる可能性があります。現在小学校1校で歌舞伎を部活動に取り入れ、中学校2校がお囃子、日本舞踊を取り入れています。地域の方に講師をお願いしたり、地域に関係なく入部を可能にする等の柔軟な対応をお願いしたいと思います。それが、部活動の地域との連携であり、貴重なあきる野市の伝統芸能を絶やさないために、学校の部活動を通して、支援して欲しいと考えます。あきる野市の特色ある教育の大きな柱の1つになると思います。

マールボロ市との教育交流事業も「相互訪問」があきる野市の誇りとする事業で、今年度派遣生を含め187名もの中学生が派遣され、その多くが社会で、大学で、高校で活躍していることと思います。更に派遣生のOBで組織される「あきる野市国際化推進青年の会」のメンバーが派遣のお手伝いや、年によっては派遣団に同行、自身の経験を生かし、色々な協力をしていただいているとの事。素晴らしいことです。この教育交流事業もあきる野市の財産です。

また、令和7年度から市内の全小学5年生が体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」に行き、数時間を英語のみの世界で過ごしたことを伺いました。素晴らしいことです。外国にいるような雰囲気の中で、英語で自分の気持ちや意思を伝える「ワクワク感・ドキドキ感」を一人ひとりが味わい、英語学習への大きな弾みになったことでしょう。この事業も是非、継続していただきたいと思います。

3 読書活動の推進

小中16校の図書館補助員、図書館担当教員、図書館担当の校長、副校長そして中央図書館以下、各図書館職員からなる学校図書館関係者連絡会、学校図書館活用推進委員会、学校図書館連絡会等の会議で図書館の環境整備、児童・生徒の読書活動の推進方法を協議し読書活動の啓発に務めています。学校もそれに応えて、ビブリオバトルの実施、自分が読んで友人にも紹介したい推薦図書の掲示、朝学習をすべて読書の時間にすると等、いろいろな工夫をして読書活動に力を入れているとのこと。スマホ、インターネット、ネットでのゲームの時間が増え、読書離れが深刻と言われている。また、短文しか書けない子どもも増えています。全ての学びの基礎は言語能力が必要であり、読書でその能力は鍛えられます。教育委員会、全小中学校が協力し、子ども達の読書活動推進に最

大なるご努力をお願いしたいと思います。

中央図書館等では、土曜日や日曜日に「ブックスタート」「家読ノートの配布」「親子で楽しむお話会」「人形劇」等、幼児や小学校低学年向けの事業をたくさん行っています。私も3回見学をさせていただきました。大変すばらしい取り組みです。さらに参加者を増やすために事業の案内を市の広報だけでなく、例えば3歳児には全員に、一度案内状を渡すような工夫等の対応を期待します。

4 不登校児童・生徒への対応の充実

文部科学省のデータによると、日本の小・中学校における不登校児童生徒数は35万4,000人と言われています。その数の多さに驚くと共に大変心が痛みます。本市でも教育相談所、教育支援室、ソーシャルスクールワーカーの配置、チャレンジクラス「るのR」の開設、カラフルルームの設置、VLPの提供など手厚い対応が取られています。また、90日以上欠席の児童・生徒が支援につながった割合は、令和6年度から100%に達しています。教育委員会のご努力を評価します。小・中学生が、色々な理由はあると思いますが、学校に行かず勉強はもとより、学校行事（特別活動）を体験しないで進級や卒業してしまうことは大変残念であり、心配でもあります。例えば、中学校の合唱コンクール、運動会の大ムカデ競争、修学旅行の班行動での見学、そして、部活動、いずれも級友やチームメイトと心を合わせ、助け合い、協力しあって成しえるものです。心を1つにして皆で作上げ、皆で心を震わせ喜びあい、一人ではなく皆で感動したり、達成感を味わうことができます。学校行事を通して生徒は自立性、協調性、人間性や社会性を育んでいくのです。中学時代（12歳～15歳）でしか経験できない心の震えがあり、心のひだを刻めるのです。

不登校児童・生徒を出さないために、教員は子どものほんの少しの変化を見逃すことなく声をかけ、相談に乗り、保護者にも連絡し、家庭での様子を伺います。連続で3日間欠席したらすぐ家庭訪問し、すぐに対応できる人的な増員も大切なことです。学校は、子どもにとって一番楽しい場所であるべきです。不登校出現率がどこよりも低いあきる野市を目指し、教育委員会と学校が手を組み、『不登校児童・生徒をださない＝予防』に更にご尽力いただきたいと思います。

5 教育の機会均等の確保

日本の少子高齢化はますます進み、多種にわたる企業で、労働力の不足が報道されています。国は外国人労働者の受入れを進めていて、その子弟の数も急激に増加しています。

令和25年の文科省調査では公立の小中高校などで日本語指導を必要とする児童生徒は、外国籍で7万3,313人、日本国籍で1万1,446人、合計8万4,759人に達しているとの事です。あきる野市でも令和7年3月末時点で、1,578人の外国人が住み、42人の子ども達が市内の小中学校に通学しています。

現在、日本語指導を必要とする児童・生徒は6校で7人在籍し、これらの児童・生徒には、担任教員はもとより6人の日本語指導講師が授業内容の説明や日本語指導にあたっているとのことです。6人の日本語指導員を付けていることは大変評価できます。あきる野市でも、外国人労働者の数は年々増加し、その子弟の数も増えると予想されます。そのため、ある一定期間、基礎的な日本語を学んだり、生活習慣や学校の決まりなどを身に着ける日本語学級の設置を考えていく必要があると思います。母国を離れ異国の日本で学ぶ子ども達に暖かい施策をお願いしたいです。

6 生涯学習とスポーツの推進

人生100年時代と言われ、いつまでも元気で、小さなことでもチャレンジしていきたいと思っています。私も2年間、寿大学に入学しました。令和7年度の受講者は秋川校、五日市校、合わせて847人という盛況ぶりで、講義内容も春・秋の野菜の育て方、竹取物語・紫式部日記などの古典文学、受講者全員の合唱も交えた音楽関係、高齢者の食事や健康問題、警視庁、東京消防庁音楽隊の演奏等、実にバラエティーに富んだテーマで構成され、歌舞伎鑑賞や社会科見学まで含まれていました。年20回の講義が大変楽しみで勉強になりました。このほかにも18の公民館事業の実

施、芸術文化活動の推進、文化財保護事業など市民が伝統・文化に誇りを持ち、生涯を通じて学ぶ生涯学習社会の実現をはかる為のご努力を高く評価します。

公民館事業の中に「家庭教育事業」があり、子育て中の親を支援するため、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げ、家庭の教育力の向上を図ったり、子育てへの自己肯定感を育む講座などを実施しているとのこと。

「子どもには十分な愛情を注ぐと共に、家庭内ルールを決めて、守らせる、習慣づける等、幼児の時から我慢体験をさせる」このようなテーマでのお話し合いも是非行ってほしいと思います。

ソニーマガジン社の井深精神継続研究会編者の本には、『育児ぐらい崇高で素晴らしい仕事はない』『働くお母さんたちは、出かける前に8秒間子どもを抱きしめてあげなさい』などの語録が記されています。そして赤ちゃんのときから、いや胎児の時期から、愛情を受けて育つかどうか、その人の一生を決定する。…これが井深の持論であったとも記されています。不登校やいじめがなかなか治まりません。幼児期から愛情たっぷりに、そして「我慢をさせること、読み聞かせや読書で心に働きかけること、してはいけないことをした場合は静かに反省させること」人間の幹になる部分は家庭教育で育てられます。そのため、子育て中の親を対象にした、「家庭教育事業」の果たす役割は大変大きいと思います。今後のさらなる取組みを期待します。

また、スポーツ推進課では子どもから高齢者までを対象にした数々の事業、共生社会の実現をめざしたインクルーシブスポーツの実施と推進について高く評価いたします。

7 教育広報の発行

年3回発行される教育広報「あきる野の教育」は紙面の構成やカラー版化における効果的な写真の活用など様々な創意・工夫がなされ、大変見やすく読みやすいと思います。同時に充実した記事の内容に感心します。幅の広い教育取組目標に沿った実施の様子と成果、児童生徒の活躍等々、広報紙を読みますと、あきる野市の教育が大変よく分かります。新聞離れに伴い、折込数の減少が課題とされています。少なくとも、幼児から中学3年生までの子どものいるご家庭では、是非この広報紙を手にして読んでいただきたい、という強い願いがあります。ホームページへの掲載も一つの方法です。しかし、カラー版の広報紙から受ける印象は特別なものがあります。

8 終わりに

令和4年度から始まった「あきる野市教育基本計画（第3次計画）」は本年度をもって終了し、来年度の令和9年度からは新たな基本計画（第4次）と取組目標に沿った施策の実施が始まることと思います。

私は4年間、評価員をさせていただきました。今までまったく縁のなかった図書館での乳幼児むけの読み聞かせ等の見学、小学校での英語学習の参観、地域の方のご指導による歌舞伎クラブの見学、中学校での端末を利用したICT授業の参観、寿大学への入学、等々をさせていただき、あきる野市の教育のほんの一端をじかに触れることができました。素晴らしい教育が行われています。

横沢入における稲作、小宮ふるさと自然体験学校の活用、歌舞伎など伝統芸能の学校への導入、マルボロ市との中学生相互交流事業、大島子ども体験塾、栗原市との友好親善交流会など、他市にはない、あきる野市独自の教育活動が数多くあることも知ることができました。

学校を訪問するたびに「元気がある、活気がある、礼儀正しい」と感じています。

教育委員会職員の皆さまの堅実で献身的な働きに深く感謝いたします。あきる野市の教育がますます発展されますことを期待しています。

手塚 英子 氏（元あきる野市スポーツ推進委員）

1 食育の推進

給食時間に行われている食に関する校内放送について、市内の全小・中学校で実施していると聞き、今後も継続してほしいと思いました。放送を給食委員会や放送委員会の児童・生徒が担当しているとのことでしたが、食べることの大切さや栄養について知る良いきっかけになるのではないかと考えます。

また、学校給食の試食会をPTAが主催者となり、実施しているということでした。日頃、子どもたちが食べているものを知ることにより、保護者の皆さんに安心感を与えると同時に、毎日の食事のヒントを与えることにもなるのではないのでしょうか。

食育は、子どもたちの成長に欠かすことのできないものであり、今後も様々な取組を推進することを願います。

2 特別支援教育の充実

以前、特別な支援や配慮を要する児童・生徒について、教育委員会へ相談したことがありました。その際に、市内にある学校を紹介していただき、その児童・生徒の支援を適切に行うことができました。今後もそのような状況の際には、児童・生徒一人一人のニーズに合わせた対応をしていただきたいと思います。

子ども一人一人の成長や発達、それぞれ異なります。それに対し、不安に思う保護者の方もいるかもしれません。子どもの能力や可能性を最大限に伸ばせる環境について相談できる場所があるということを、更に周知していただきたいです。誰一人取り残すことのないような環境づくりを望みます。

3 生涯学習の推進

寿大学は、参加者が多く、市民に好評な事業だと感じます。しかし、地域によっては、交通事情で参加が難しいこともあるとの声を聞きました。市が運営している「るのバス」の運行に合わせられるよう開催日時や場所の調整をする等の検討をお願いしたいです。そして、たくさんの方が身近に参加できる場となるようにしていただきたいです。

4 誰もが楽しむスポーツの推進

総合スポーツ祭をはじめ、子どもすもう大会、秋川流域小中学生駅伝大会等様々なイベントが市内では行われています。また、障がいの有無に関わらず、誰でも気軽に参加できる障がい者スポーツ教室の開催もあり、それぞれのライフスタイルに合わせて参加できるよう工夫がされていると感じました。

その中でも特に印象的だったのが、ヘルシーウォーキングの実施です。スポーツ推進委員のアイデアでコースづくりの工夫をしているとのことでした。その工夫の一つが、集合場所を2箇所にしたとのことでしたが、2箇所にすることで様々な地域の方が参加しやすくなるのではないかと感じました。また、スタート地点までバスで移動したコースもあったようですが、バスを利用することで、高齢者等も参加しやすくなるのと同時に、コースの選択肢も広がるのではないかと思います。このような工夫を続けることで、国が推奨する生涯スポーツの推進に大きく貢献する取組となるのではないのでしょうか。多くの市民が、スポーツに触れる機会が増えることを期待します。

5 放課後子ども対策

放課後子ども教室は、様々な家庭環境の子どもたちが集まり、過ごす中で、成長することのできる貴重な場となっています。子どもだけではなく、私達、大人も子どもたちと接することにより、学ぶことがたくさんあります。時代の変化とともに、以前まで当たり前だった感覚が通用しないことも多々あることに気づかされます。年に数回行われる連絡会や児童、保護者への対応についての情報共有を各教室にいらっしゃるコーディネーターの方を中心に密に行い、有意義なものにしていただきたいと思います。そして、子どもたちに寄り添いながら、安心して過ごすことのできる場所を提供していただきたいと思います。

6 コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールの導入について、施策の目標に則って全校に導入したことは、評価したいと思います。しかし、学校運営協議会について、学校によって開催頻度が異なるようですので、その役割を改めて周知していただき、適切に進めていただけるようお願いしたいと思います。

7 終わりに

教育委員会があきる野市教育基本計画（第3次計画）に沿って、取組目標を念頭に、各施策に試行錯誤しながら取り組んでいることに改めて感謝いたします。それと同時に、教育委員会の皆さんの日々のご努力をぜひ保護者や地域住民の皆さんにも知ってほしいと強く願います。

引き続き、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の実現に向けて、時代に合わせた施策の遂行を期待します。

＜資料＞ あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び第2項に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等（以下「事務点検評価等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- （1）点検 個々のあきる野市教育委員会の権限に属する事務（以下「施策及び事務事業」という。）の取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- （2）評価 個々の施策及び事務事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第3条 点検及び評価の対象は、実施年度の前年度における全ての施策及び事務事業とする。

（点検及び評価の方法）

第4条 点検及び評価は、前年度の施策及び事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回次のとおり行う。

- （1）教育委員会事務局の各課は、所管する施策に基づき実施した事務事業について点検及び評価する。
- （2）第4条第1号の点検及び評価の結果を踏まえ、教育委員会事務局の部長級及び課長級職員は、事務事業及び施策の取組状況について評価を行う。
- （3）第4条第1号及び第2号の点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者（以下「点検評価有識者」という。）を置き、意見を聴くものとする。
- （4）教育委員会は、第4条第1号及び第2号で実施した点検及び評価結果及び点検評価有識者の意見を踏まえ、全ての施策及び事務事業について総合的に点検及び評価を行い報告書を作成する。

（点検評価有識者）

第5条 教育委員会は、前条第3号に規定する点検評価有識者を次のとおり置く。

- （1）点検評価有識者は、学校教育及び社会教育・生涯学習に関して識見を有する者とし、2人をもって充てる。
- （2）点検評価有識者は教育委員会が委嘱する。
- （3）点検評価有識者には、予算の範囲内で謝礼を支払うことができる。
- （4）点検評価有識者の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（報告書の市議会への提出）

第6条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成し、市議会に提出する。

（評価結果の公表）

第7条 教育委員会は、点検及び評価の結果を市民に公表する。

（評価結果の活用）

第8条 教育委員会は、点検及び評価の結果を教育目標や基本方針等の策定や施策その他事務事業の改善等に活用するものとする。

（庶務）

第9条 事務点検評価等に関する庶務は、教育部教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成20年7月8日から施行する。

この要項は、平成20年10月30日から施行する。

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

この要項は、平成27年8月31日から施行する。

この要項は、平成28年6月1日から施行する。

VI 教育委員会の活動状況について

教育委員会の活動状況について

あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あきる野市長が、あきる野市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員で組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する。また、任期については、教育長が3年、委員は4年となり、再任できることになっている。

《 構 成 》

令和8年4月1日現在

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	たんじ みつる 丹 治 充	令和6年11月26日 ～ 令和9年11月25日
教 育 長 職 務 代 理 者	こにし ふみこ 小 西 フミ子	令和6年10月28日 ～ 令和10年10月27日
委 員	おかべ ひでとし 岡 部 秀 敏	令和4年10月28日 ～ 令和8年10月27日
委 員	たじま ひろゆき 田 島 弘 之	令和5年11月26日 ～ 令和9年11月25日
委 員	ひろせ かよこ 廣 瀬 加代子	令和7年10月28日 ～ 令和11年10月27日

《 会 議 》

教育委員会の主な活動のひとつは、教育に関する重要な案件の審議等を行う「会議」である。「会議」は原則として毎月第4火曜日または水曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。令和7年度は下表のとおり、定例会を12回、臨時会を1回開催し、議案24件、報告8件、報告事項11件について審議等を行った。

令和7年4月定例会（令和7年4月22日）

番 号	件 名	結 果
議案 5	教育財産の取得(移管)の申出について	原案可決
議案 6	あきる野市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱について	原案可決
議案 7	あきる野市図書館協議会委員の解任及び任命について	原案可決
報告 1	臨時代理したあきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則に関する報告及び承認について	承 認
報告 2	臨時代理した教育委員会事務局職員の人事異動に関する報告及び承認について	承 認
報告 3	臨時代理したあきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	承 認
報告 4	臨時代理したあきる野市社会教育委員の解嘱及び委嘱に関する報告及び承認について	承 認
報告 5	臨時代理したあきる野市図書館協議会委員の解任及び任命に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について	報 告
報告事項(2)	あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について	報 告
報告事項(3)	令和8年度 使用特別支援学級教科用図書採択事務について	報 告

令和7年5月定例会（令和7年5月27日）

番 号	件 名	結 果
議案 8	令和7年度あきる野市教育委員会所管予算(第1号補正)について	原案可決

令和7年6月定例会(令和7年6月27日)

番 号	件 名	結 果
報告 6	臨時代理したあきる野市学校給食センター運営協議会委員の委嘱に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	令和7年度大規模地震対応訓練の報告について	報 告
報告事項(2)	東中学校における指定学校変更に係る方針について	報 告

令和7年7月定例会(令和7年7月29日)

番 号	件 名	結 果
議案 9	あきる野市教育委員会事案決定規程の一部改正について	原案可決
報告事項(1)	令和8年度使用特別支援学級教科用図書について	報 告

令和7年8月定例会(令和7年8月15日)

番 号	件 名	結 果
議案 10	あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	原案可決
議案 11	あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 12	あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 13	あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 14	あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 15	あきる野市図書館設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 16	令和7年度あきる野市教育委員会所管予算(第2号補正)について	原案可決
報告事項(1)	あきる野市立学校の指定学校変更の取扱いに関する要綱の一部改正について	報 告
報告事項(2)	あきる野市青少年対策事業補助金交付要綱の一部改正について	報 告

令和7年9月定例会(令和7年9月26日)

番 号	件 名	結 果
議案 17	令和7年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和6年度分)報告書について	原案可決

令和7年10月定例会(令和7年10月21日)

番 号	件 名	結 果
議案 18	給食納付金の改定に係る諮問について	原案可決

令和7年11月定例会(令和7年11月18日)

番 号	件 名	結 果
議案 19	あきる野市教育委員会教育長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の廃止について	原案可決
議案 20	令和7年度あきる野市教育委員会所管予算(第3号補正)について	原案可決

令和7年12月定例会(令和7年12月16日)

番 号	件 名	結 果
議案 21	給食納付金の改定について	原案可決

令和8年1月定例会(令和8年1月20日)

番 号	件 名	結 果
	付議事件等なし	

令和8年第1回臨時会(令和8年2月4日)

番 号	件 名	結 果
議案 1	あきる野市立学校の校長及び副校長の人事について	原案可決
議案 2	あきる野市立学校の給食納付金に関する規則の一部を改正する規則	原案可決

令和8年2月定例会(令和8年2月24日)

番 号	件 名	結 果
議案 3	あきる野市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則	原案可決
議案 4	あきる野市立学校職員等服務規程の一部改正について	原案可決
議案 5	教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び市立学校副校長に委任する規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について	原案可決
議案 6	あきる野市図書館運営規則等の一部を改正する規則	原案可決
報告 1	臨時代理した令和7年度あきる野市教育委員会所管予算(第6号補正)に関する報告及び承認について	承 認
報告 2	臨時代理した令和8年度あきる野市教育委員会所管予算に関する報告及び承認について	承 認
報告事項(1)	あきる野市特別支援教育推進計画(第4次計画)実施状況報告について	報 告
報告事項(2)	あきる野市・日の出町学校給食センター協議会の設置に関する協議書	報 告

令和8年3月定例会(令和8年3月24日)

番 号	件 名	結 果
議案 7	あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決
報告事項(1)	第2次あきる野市立学校における働き方改革推進プランについて	報 告

《 学校訪問 》

教育長及び教育委員は、市立小・中学校における教育活動の状況を把握し、課題や取組状況について学校との共通理解を深め、あきる野市の教育行政の更なる充実と発展に資することを目的に年間を通して計画的に学校訪問を行っている。

学校訪問の内容は、管理職等との学校運営の状況、成果、課題などの情報交換や授業参観などである。

訪 問 日	訪問学校名	訪 問 日	訪問学校名
令和 7年 6月30日	前田小学校	令和 7年10月24日	秋多中学校
令和 7年 7月 8日	五日市中学校	令和 7年10月28日	西中学校
令和 7年 9月 1日	多西小学校	令和 7年11月14日	増戸小学校
令和 7年 9月16日	草花小学校	令和 7年11月17日	南秋留小学校
令和 7年 9月29日	御堂中学校	令和 7年11月19日	屋城小学校
令和 7年 9月30日	東中学校	令和 7年12月15日	東秋留小学校
令和 7年10月10日	五日市小学校	令和 8年 1月15日	西秋留小学校
令和 7年10月20日	増戸中学校	令和 8年 2月13日	一の谷小学校

《 視察研修等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して、教育行政に関する情報収集、教育に関する調査、研究のために視察研修等へ参加している。令和7年度の主な参加は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所 等
令和 7年 4月15日	東京都市教育長会定期総会	東京自治会館
令和 7年 5月 8日 ～ 9日	関東地区都市教育長協議会総会	北区
令和 7年 5月15日 ～16日	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会	埼玉県川越市
令和 7年 5月19日	東京都市町村教育委員会連合会定期総会	東京自治会館
令和 7年 7月31日	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
令和 7年10月15日	東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会	茨城県つくば市
令和 7年11月12日	東京都市教育長会定例会	東京自治会館
令和 7年11月12日	東京都市町村教育委員会連合会第1ブロック研修会	奥多摩町
令和 8年 2月27日	東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会	市役所(オンライン)

《 学校行事等への参加》

教育長及び教育委員は、年間を通して個人または全員(複数)で、市立小・中学校の行事等へ参加し、教育活動の状況等の把握に努めている。令和7年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 7年 4月 7日	市立小学校	入学式
令和 7年 4月 8日	市立中学校	入学式
令和 7年 4月26日	東秋留小学校、西秋留小学校、五日市小学校	学校公開
令和 7年 4月30日	西中学校	学校公開
令和 7年 5月 7日	五日市中学校	学校公開
令和 7年 5月 8日	五日市中学校	学校公開
令和 7年 5月10日	秋多中学校、東中学校、増戸中学校、五日市中学校	学校公開
令和 7年 5月20日	南秋留小学校	学校公開
令和 7年 5月22日	南秋留小学校	学校公開
令和 7年 5月24日	多西小学校、西秋留小学校、草花小学校、一の谷小学校、前田小学校	運動会
令和 7年 6月 1日	五日市小学校	運動会
令和 7年 6月 2日	秋多中学校	学校公開
令和 7年 6月 6日	秋多中学校	学校公開
令和 7年 6月 6日	増戸中学校	体育大会
令和 7年 6月 7日	五日市中学校	運動会
令和 7年 7月12日	西中学校	学校公開
令和 7年 9月 3日	前田小学校	学校公開
令和 7年 9月 9日	南秋留小学校	学校公開
令和 7年 9月11日	南秋留小学校	学校公開
令和 7年 9月13日	五日市中学校	学校公開
令和 7年 9月20日	東秋留小学校、西秋留小学校、五日市小学校、増戸中学校	学校公開
令和 7年 9月27日	秋多中学校、西中学校	体育大会

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 7年10月 4日	東中学校、御堂中学校	体育大会
令和 7年10月18日	屋城小学校、南秋留小学校、増戸小学校	運動会
令和 7年10月23日	増戸中学校	合唱コンクール (S&D秋川キララホール)
令和 7年10月24日	五日市中学校	音楽会 (S&D秋川キララホール)
令和 7年11月 1日	東中学校、西中学校	学校公開
令和 7年11月 7日	南秋留小学校	学習発表会
令和 7年11月 7日	草花小学校	周年行事
令和 7年11月10日	南秋留小学校	学習発表会
令和 7年11月15日	西秋留小学校	学習発表会
令和 7年11月15日	一の谷小学校	周年行事
令和 7年11月15日	前田小学校	音楽発表会
令和 7年11月22日	増戸小学校	音楽会
令和 7年11月22日	五日市小学校	学習発表会
令和 7年11月22日	秋多中学校	学校公開
令和 7年11月29日	多西小学校	音楽会
令和 8年 1月10日	増戸中学校	学校公開
令和 8年 1月16日	草花小学校	展覧会
令和 8年 1月17日	東秋留小学校、増戸小学校、五日市小学校、五日市中学校	学校公開
令和 8年 1月19日	南秋留小学校	学校公開
令和 8年 1月22日	南秋留小学校	学校公開
令和 8年 1月23日	南秋留小学校	学校公開
令和 8年 1月26日	秋多中学校	学校公開
令和 8年 1月27日	秋多中学校	学校公開
令和 8年 1月30日	秋多中学校	学校公開
令和 8年 2月 7日	西中学校	学校公開

開 催 日	学 校 名	内 容
令和 8年 2月14日	東中学校	学校公開
令和 8年 3月 5日	御堂中学校	合唱コンクール (S&D秋川キララホール)
令和 8年 3月 6日	秋多中学校	音楽会 (S&D秋川キララホール)
令和 8年 3月 6日	東中学校	合唱コンクール (福生市民会館)
令和 8年 3月10日	西中学校	合唱コンクール (S&D秋川キララホール)
令和 8年 3月19日	市立中学校	卒業式
令和 8年 3月24日	市立小学校	卒業式

《 関係行事等への参加 》

教育長及び教育委員は、年間を通して関係行事等へ参加している。令和7年度の主な参加行事は次のとおりである。

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 7年 4月 1日	教職員辞令伝達式	市役所
令和 7年 6月14日	あきる野市立小中学校PTA連合会定期総会	トラストルピア
令和 7年 7月 4日	いじめをなくそう子ども会議	市役所
令和 7年 7月19日	子どもすもう大会	秋川体育館
令和 7年 7月24日	青少年問題協議会	市役所
令和 7年 9月 6日	家庭の日推進事業「親子鑑賞会」	S&D秋川キララホール
令和 7年10月18日	ポッチャ大会	秋川体育館
令和 7年11月 3日	あきる野市表彰式・青少年善行表彰	まほろばホール
令和 7年12月 6日	中学生の主張大会・小学生人権メッセージ発表	S&D秋川キララホール
令和 7年12月16日	あきる野市教育委員会感謝状贈呈式	市役所
令和 7年12月20日	教育フォーラム	ふれあいセンター
令和 8年 1月 6日	中学生の主張大会最優秀賞受賞者発表	市役所(議場)
令和 8年 1月12日	二十歳を祝う会	S&D秋川キララホール

開 催 日	事 業 名 ・ 内 容	場 所
令和 8年 2月 7日	あきる野市音楽の祭典	S&D秋川キララホール
令和 8年 2月12日	青少年問題協議会	市役所
令和 8年 2月14日	ドッジボール大会	秋川体育館
令和 8年 3月 7日	生涯学習シンポジウム	トラストルピア
令和 8年 3月31日	退職教職員辞令伝達式	市役所

《 総合教育会議への参加》

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育に関する総合的な施策の大綱を定めるため、総合教育会議において教育委員会と協議することになっている。

この教育総合会議は、市長が設けるものであり、市長、教育長及び教育委員により構成されている。

開 催 日	協議・調整事項	
令和 8年 2月10日	(1)あきる野市教育大綱について (2)幼保小の連携・接続について (3)あきる野市の教育の現状と今後について	